



平成29年3月12日からスタート！！

準中型免許の新設 18歳から取得可能

準中型免許の新設

18歳から取得可能

口免許の区分、受験資格等の概要について

改正前	車両総重量		5t	11t
	最大積載量		3t	6.5t
	普通免許 18歳以上	中型免許 20歳以上 普通免許等保有2年		大型免許 21歳以上 普通免許等保有3年
改正後	普通免許 18歳以上	準中型免許 18歳以上	中型免許 20歳以上 普通免許等保有2年	大型免許 21歳以上 普通免許等保有3年
	車両総重量	3.5t	7.5t	11t
	最大積載量	2t	4.5t	6.5t

○すでに普通免許を保有している方は、引き続き車両総重量5トン未満の自動車を運転することができます。さらに限定解除審査に合格すれば車両総重量5トン以上7.5トン未満の自動車の運転も可能となります。

(限定解除審査は、指定自動車教習所で最低4時限の教習等を受けた上での審査又は免許試験場での技能審査等のいずれかになります。)



【注意】いま普通免許を取得しようとしている方は・・・

平成29年3月10日(金)までに普通免許を取得しておいてください。改正後に取得すると運転できる自動車の車両総重量の上限が小さくなり、従来5トン未満が3.5トン未満になります。指定自動車教習所の普通免許の卒業証明書をお持ちの方は、平成29年3月10日(金)までに運転免許センターでの学科試験・適性試験に合格するよう努めて下さい。

詳しくは運転免許センターにお問い合わせください。

※施行日である平成29年3月12日(日)は閉庁日のため学科試験は行っていない。

運転免許センター0744-25-5224

振り込め詐欺に注意

最近では、市役所職員や警察官を騙り「支払いすぎていた分の還付金がある」や「捜査するため口座から全額引き出してほしい」等の電話を掛け、お金をだまし取る手口が増えています。

被害に遭わないためには

☆まず相談を

被害を免れた人の多くは、現金を送ったり振り込んだりする前に、家族や知人、警察等へ相談して詐欺を見破っています。

☆家族の絆で被害防止

「詐欺」と聞くと高齢の方が被害に遭われているイメージが強いですが、最近ではスマートフォンのワンクリック詐欺で被害に遭う若い方も増えています。

自分は大丈夫！絶対に騙されない！と思っていっても、犯人は人の弱みにつけ込み騙してきます。

こういった被害に遭わないためにも、家族間で日頃から詐欺の被害防止について話し合っておきましょう。